

【適用範囲】

第 1 条 地方公共団体等特殊乗車証付 IC 証票取扱規程（以下、「規程」といいます。）に基づく、大阪市敬老優待乗車証（以下、「乗車証」といいます。）の取扱い方については、同規程によるほか、この細則（以下、「細則」といいます。）の定めるところによります。

【用語の意義】

第 2 条 細則においては、規程に定める用語の意義を準用します。

【用語の読替え】

第 3 条 規程における「地方公共団体等」とは、大阪市福祉局と読替えます。

【発行】

第 4 条 この乗車証は、株式会社スルッと KANSAI（以下、「当社」といいます。）と大阪市福祉局（以下、あわせて「両者」といいます。）が共同で発行します。

【規程および細則の設置】

第 5 条 規程および細則は、大阪市の各区役所に設置します。

【機能】

第 6 条 乗車証は、記名人が 70 歳に到達する月の初日から、大阪市が指定する交通機関（地下鉄・ニュートラム・バス）の自動改札機・車載機で処理することにより、大阪市福祉局、大阪市高速電気軌道株式会社および大阪シティバス株式会社が定める交通乗車証票として使用できます。

【再発行】

第 7 条 次の各号の 1 に該当する場合、記名人からの申請があったときは、両者は、要綱等に基づき、乗車証を再発行します。

- (1) 紛失・盗難等にあったとき
- (2) 乗車証の破損・汚損等により、乗車証を使用できなくなったとき
- (3) 乗車証の IC 不良により、乗車証を使用できなくなったとき
- (4) 氏名変更等があったとき

2 前項第 1 号および第 2 号により再発行する場合、当社に再発行手数料として 1,600 円を支払うものとします。

【使用の停止】

第 8 条 両者は、記名人から乗車証の利用を辞退する旨の申し出があったときは、乗車証の使用停止措置を行うことができます。

2 両者は、次の各号の 1 に該当する場合、乗車証の使用停止措置を行うことができます。

また、これらの場合において、以降の発行を行わないことがあります。

- (1) 記名人が要綱等に定める受給資格要件に該当しなくなったとき
- (2) 記名人が規程第 8 条に違反したとき
- (3) 記名人が乗車証を不正乗車の手段として使用したとき

【バリューの払戻し】

第9条 次の各号の1に該当する場合、記名人または代理人（ただし、第3号および第4号に該当する場合は記名人のみとします）からの申請があったときは、当社は、要綱等に定める方法により乗車証のバリューの払戻しを行うことができるものとします。

- （1）規程第9条本文に定める有効期限が経過したとき
- （2）規程第9条ただし書により、乗車証を使用できなくなったとき
- （3）規程第10条により、乗車証を更新するとき
- （4）第7条第1項により、乗車証を再発行するとき
- （5）第8条第1項により、乗車証の使用停止措置を行ったとき
- （6）第8条第2項第1号により、乗車証の使用停止措置を行ったとき

2 前項第5号により払戻しを行う場合、当社にバリュー払戻し手数料として210円を支払うものとします。

3 前2項の定めに関わらず、バリューの払戻期限は、払戻しの申請が可能となった日の翌日を起算日として10年とします。

附則

この細則は、2018年4月1日より施行します。

なお、この細則の施行に伴い、2013年4月1日より施行の大阪市敬老優待乗車証取扱細則は失効するものとします。

株式会社スルッと KANSAI